

契 約 書 (案)

- 1 業務の名称 投開票用具の運搬等業務
- 2 契約金額 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額 金 円)
- 3 履行期間 令和7年 月 日 () から 月 日 () まで
- 4 場所 別表のとおり
- 5 契約保証金 免 除

上記について、奈良市（以下「発注者」という。）を発注者とし、 （以下「受注者」という。）を請負者として次のとおり業務契約を締結する。

（処理の方法）

- 第1条 受注者は、頭書の契約金額をもって、頭書の履行期間内に、業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。
- 2 受注者は、業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

- 第2条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（器具、材料等の負担）

- 第3条 業務の実施に必要な器具、材料等は受注者において負担する。

（再委託等の禁止）

- 第4条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

（秘密の保持）

- 第6条 受注者は、業務中に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が解除された後も、同様とする。

(損害賠償)

第7条 本契約の履行にあたり受注者に生じた損害、または受注者が第三者に及ぼした損害は、すべて受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合はこの限りでない。

(業務完了の報告及び確認等)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(契約金額の支払い)

第9条 発注者は契約業務の完了確認後、受注者からの適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(履行遅滞等)

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金（次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。）を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、契約金額につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(業務内容の変更)

第11条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更、または一時停止をすることができる。この場合において、契約金額または履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
- (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合

(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) 業務の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。

(12) 業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) 業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内に業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。

(15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。

2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 業務の一部の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。

(2) 業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の

解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第11条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の条項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈 良 市
 奈良市長 仲 川 元 庸

受注者